

令和4年8月5日

島根労働基準協会 御中

島根労働局

「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」の開設に当たっての
ご理解とご協力のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働の傾向にあり、その是正のためには荷主都合による荷待ち時間の削減など、運送事業者による労務管理改善だけでなく、荷主との取引環境の改善も併せて行う必要があります。

また、自動車運転者の拘束時間の上限等を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について、過労死等の防止の観点から、現在見直しに向けた検討が進められており、労働基準法第36条による時間外労働の上限規制（年960時間）とともに、令和6年4月から適用される予定であることから、トラック運転者の長時間労働改善のための取組を一層強力に推進する必要があります。

こうした状況を踏まえ、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境改善等を図るための相談を受け付ける「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」が8月1日に開設されました。

つきましては、より多くの荷主の皆様に周知致したく、リーフレットを送付致しますので、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体におかれましては、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

<問合せ先>

島根労働局労働基準部監督課

TEL：0852-31-1156